

財務省告示第四百二十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成十八年十月十一日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十八年十一月九日

財務大臣 尾身 幸次

一	二	三	四	五	六	七
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項	振替法の適用等	発行方法	募入決定の方法	発行額
利付国庫債券（物価連動・十年）（第九回）	国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項及び第五条ノ二	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	利回りを競争に付して行われる入札発行	各申込みのうち応募利回りの低いものからその応募額を順次割り当てる。	額面金額で四千九百九十七億円うち、国債整理基金特別会計法第五条第一項の規定に基づき、行した利付国債に付しては、額面金額で四千五百八億五千六百六十万円、同法第五条ノ二の規定に基づき発行した利付国債に付しては、額面金額で四百八十億円、額面金額で四百五十万円	四千九百八十七億五千五十七万八千四百八十円

十五 経過
の 払
込 過
み 利
子

び償還期限における想定元金額は、算出される大臣が定める方法により算出される数（小数点以下第三位未満の端数があるときは、これを四捨五入したものを）に額面金額を乗じて得た額とする。募入決定の通知を受けた者は、払込金額に追加、次の算式により算出した金額を第二十二号に規定する期日に払い込むものとす。

$$\text{償還金額の総額} \times 0.999 \times \frac{1.0}{100}$$

十六 初期
利 子

平成十九年三月十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次の号及び第十八号において規定する期日について同じ。）。

第十四号の規定により算出された

$$\text{支払期における想定元金額} \times \frac{1.1}{100}$$

$$\times \frac{1}{2}$$

十七 第二期
の 利
子 以
後

毎年三月十日及び九月十日を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。

